

聖籠町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月十二日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町条例第十号

聖籠町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例
 聖籠町道路占用料等徴収条例（昭和三十八年聖籠町条例第九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「政令第十一条の七第一項」を「政令第十一条の八第一項」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

道路占用料金表

（単位…円）

占用物件		占用料	
		単位	金額
法第三十二条第一項第一号に掲げる工作物	第一種電柱	一本につき一年	四六〇
	第二種電柱		七〇〇
	第三種電柱		九五〇
	第一種電話柱		四一〇
	第二種電話柱		六五〇
	第三種電話柱		九〇〇
	その他の柱類		四一
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ一メートルにつき一年	四
	地下に設ける電線その他の線類		二
	路上に設ける変圧器	一個につき一年	四〇〇
	地下に設ける変圧器	占用面積一平方メートルにつき一年	二五〇
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	一個につき一年	八二〇
	郵便差出箱及び信書便差出箱		三四〇

備考

- 一 金額の単位は、円とする。
- 二 所在地とは、占用物件の所在地をいい、各年度の初日後に占用物件の所在地の区分に変更があつた場合は、同日におけるその区分によるものとする。
- 三 第一種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち三条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第二種電柱とは、電柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電柱とは、電柱のうち六条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 四 第一種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち三条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第二種電話柱とは、電話柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは、電話柱のうち六条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 五 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 六 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 七 Aは、近傍類似の土地(政令第七条第十号及び第十一号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素

が類似した土地)に係る地方税法(昭和二十五年法律第
二百二十六号)第三百八十条第一項の規定により市町村
に備え付けられている固定資産課税台帳に登録された
価格によるものとする。

八 表示面積、占有面積若しくは占有物件の面積若しくは
長さが一平方メートル若しくは一メートル未満である
とき、又はこれらの面積若しくは長さに一平方メートル
若しくは一メートル未満の端数があるときは、一平方
メートル又は一メートルとして計算するものとする。

九 占有料の額が年額で定められている占有物件に係る
占有の期間が一年未満であるとき、又はその期間に一年
未満の端数があるときは月割をもつて計算し、なお、一
月未満の端数があるときは一月として計算し、占有料の
額が月額で定められている占有物件に係る占有の期間
が一月未満であるとき、又はその期間に一月未満の端数
があるときは一月として計算するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の聖籠町道路占有料等徴収条例別表の規定は、
この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に
徴収すべき占有料について適用し、施行日前に徴収す
べき占有料については、なお従前の例による。